

9 介護報酬

- (1) 居宅介護支援サービスを提供した際に、事業所には介護保険より介護報酬が支払われます。  
 (2) 介護報酬は、厚生労働大臣の定める基準の通りとします。

項目	単位数（一ヶ月当り）	介護報酬（一ヶ月当り）
居宅介護支援費（Ⅰ）		
要介護1・2	1,086単位	11,772円
要介護3・4・5	1,411単位	15,295円
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位	3,501円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位	2,710円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	2,168円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位	4,878円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位	6,504円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位	6,504円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位	8,130円
退院・退所加算（Ⅲ）	900単位	9,756円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,168円
初回加算	300単位	3,252円
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,336円

※居宅介護支援費が、居宅介護支援サービスに対する介護報酬です。なお、居宅介護支援費（Ⅰ）は、介護支援専門員1人当たりの担当利用者数が45人未満が条件となります。

※介護報酬は、単位数×10,84円で計算されます。

※居宅介護支援の単位数は、区分支給限度基準額（一ヶ月に使える単位数）には含まれません。

- (3) 加算を請求する条件は次の通りです。

項目	条件
特定事業所加算（Ⅲ）	① 主任介護支援専門員等を配置していること ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること ③ 介護支援専門員が定期的に会議を開催すること ④ 24時間連絡体制をとっていること ⑤ 計画的に研修を実施していること ⑥ 地域包括支援センターから困難事例を紹介された場合もサービス提供していること ⑦ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること ⑧ 事業所としてペナルティを受けていないこと ⑨ 介護支援専門員1人当たりの担当利用者数が45人未満であること ⑩ 法定研修等における実習受け入れの協力又は協力体制を確保していること ⑪ 他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるようなサービス計画を作成していること
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合

退院・退所加算（Ⅰ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること
退院・退所加算（Ⅱ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること
退院・退所加算（Ⅲ）	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービス等の利用調整を行った場合
初回加算	新規に利用を開始した利用者に対して、最初の月に加算をする 要介護度が2段階以上変更された利用者に対して、変更後の最初の月に加算をする
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻繁な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状態等を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者に提供した場合